

KAGURA

No.6



高千穂の夜神楽実演

「神楽」ユネスコ無形文化遺産

登録推進総決起大会(R7.5.23)

がんばろうコール



目次

寄稿「神楽と芸能」	2
正会員の神楽紹介	4
「地域の宝『球磨神楽』を、地域の力に」	6
会員の皆さまへ	7
事務局だより	7
令和7年度 全国神楽継承・振興協議会活動報告（其ノ一）	8

神楽と芸能

神田 竜浩

(独立行政法人日本芸術文化振興会
国立劇場制作部伝統芸能課長)

芸能はその成立以降、社会や生活など様々な影響を受けて変化し、その土地ごとに独自のものとなり今に伝わっています。かつては神事などの宗教儀礼行事の中で純粋に神に対して行われた芸能も、いつしか対象である神、儀礼の参加者という執行者のほかに、観客という第三者の目に触れるようになり、神とともに人も楽しむ芸能へと変わってゆきました。こうした中で、人が楽しめるものは神にも楽しんでもらえるはずだという逆転の発想に転じ、神楽においても芝居などの他の芸能が取り込まれ、余興化していったものと考えられています。ここでは神楽に影響を与えた芸能について見ていくことにします。

時代の古いところでは、中世に流行した猿楽（のちに能楽に発展）は神楽に大きな影響を与えました。各地の神楽には舞台上に面を着けた神が登場する演目があります。これは在地の神が観客である村人の前に姿を現し、大地を踏み鎮めて祝福するなどの呪術的所作を行い、その威徳を視覚的に示すことにより信仰心が高められるため、こうした演目が宗教劇として神楽の中に取り入れられるようになりました。中国地方の神楽には「神楽能」という呼び方があるように、能の様式に基づいてこのような演目が作られました。今でも東北や中国地方の神楽では翁をはじめ猿楽や能の様式に倣った演目が数多く残されており、神楽の中心となる重要な演目として大切にされています。また、能には男神が力強く舞う「神舞」という舞事があります。山口県の周防地方や鹿児島県の神楽を「神舞」と呼びますが、こうした名称も能の影響があったのかもしれませんが。

こうした能の様式を模した神楽演目は、神出現の演目だけではなく、余興として盛んに作られるようになります。例えば、島根県の石見神楽では、江戸時代は神職によって儀式的な要素の強い舞を中心に行われてきましたが、明治以降に神楽が神職の手を離れ、村人の手に移ると、村の青年たちにより、娯楽性の高い演目が作られるようになります。さらに、石見神楽からこうした演目が伝播した広島県山県郡・高田郡一帯に伝わる芸北神楽では、戦後に「新舞」と呼ばれる演目が多く作られるようになります。これも神楽の余興化の顕著な事例で、歌舞伎などほかの芸能を参考に新たな演目を創作したり、大衆演劇からメイクを習って工夫したり、スモークや花火などの派手な演出を施し、ぶっかかりと呼ばれる衣装が一瞬で変わるダイナミックな歌舞

伎の演出を取り入れるなど、エンターテインメント性を非常に重視したものです。

歌舞伎から流入した演目としては、東北の武士舞などにもその影響が見られます。武士舞は主に二人の武士が舞台上にひとりずつ登場し、名乗りを上げ、最後に敵同士が戦い一方が勝利するというもので、弁慶と牛若丸の五条橋での出会いを演じる「五条橋」や一ノ谷の合戦の熊谷直実と平敦盛の戦いを描いた「熊谷」などが知られています。この武士舞には、動きを止めて踊りの型を決める見得のような動きもあり、こうした点も歌舞伎からの影響と考えられます。このような武士舞の神楽への流入は、芝居興行との関係が深いと考えられます。近世では、祭りの日などに芝居興行が町で行われ、人々はそこで芝居を楽しみました。神楽を演じる人たちもこれを見て、神楽に取り入れていったのでしょう。そのため、現在まで伝わっている演目には当時流行した芝居の演目が入り入れられております。例えば、安永9年（1780）に江戸の外記座で初演された『碁太平記白石断』という演目があります。これは江戸時代に実際に起きた姉妹の仇討ち事件を題材に、宮城野・信夫姉妹が父の仇である志賀団七を討つまでの物語を芝居にしたもので、これを江戸で観て感銘を受けた人々が地元で唄や踊りに仕立てましたが、これが各地の盆踊りとして定着し「団七踊り」と呼ばれるようになりました。この流行は神楽にも伝わり、秋田県由利本荘市やにかほ市に伝わる番楽の中には「志賀団七」という演目が残されており、これは明らかに芝居の影響を受けてできた演目だということがわかります。元々は儀式性の強かった神楽の中に娯楽を求めるようになり、当時の娯楽であった歌舞伎に題材を求め、それを演じ、祭りの神楽の中で神と人がこれとともに楽しむようになったのです。

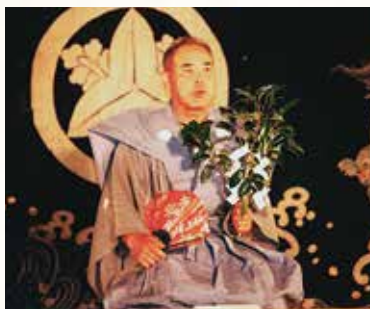
ところで、歌舞伎、文楽、地芝居などの舞台の上で「とざいとーざい（東西東西）」という呼びかけの音が掛けられることがあります。こ



屋敷番楽保存会

の「とざいとーざい」とは舞台の端から端まで、隅から隅まで、つまり客席に座っている観客すべてに呼びかけると

いうものです。この芝居の呼びかけは東北の神楽にも登場します。すばらしい神楽を見せてもらった感謝の気持ちを込めて御花という現金を入れたのし袋やお酒を出す習慣があり、観客からいただいた御花を披露する花の口上があります。例えば、秋田県由利本荘市の本海獅子舞番楽中直根講中「花賞め」という口上があり、そこでは次のように語られます。少し長いですが、とても美しい口上なのでご紹介してみましょう。「東西東西、高うござりますれども、それにてさうよう様方におん花の礼を申し上げますようにござる。さて今日の獅子舞、五穀成就国家安全そのためとござります。舞子方にご褒美を下しおかれまして。お宿様より見事のおん花下しおかれまして。なお一重にありがたきしあわせに存じ奉る。さて面々に罷り出でおん礼申し上げまするは、獅子舞御作法には候えども、御見物様方ご覧ばされまする



本海獅子舞番楽中直根講中

通り楽屋取り込み、拙者一人罷り出で御礼申し上げる様にござります。さてこの花の見事さよ。形に梅が枝折り添えて、白の小藤は咲き乱れ、雨野の秋は菊盛り、頭の明神雪降りて、みなど御紋の袖のうち、皆ござったる様方に御ことわりのため口上さよ。さて花の後先褒め落し、読み違えあるならば袖や袂に取り隠し、御ゆるゆるゆるし下さらば、なお一層にありがたく仕合せに存じ奉る」というものです。多くの神楽では「とざいとーざい、ひとつ金は三千元なり…」というものが多くありますが、鳥海山麓の番楽の花賞めでは、榊の枝を手にもって口上役が舞台上に登場し、このような口上を鮮やかな声で聴かせています。

また、歌舞伎には切口上という演出があります。これは江戸時代の歌舞伎の興行で一日の最後に袷姿の頭取が舞台に出て「まず今日はこれぎり」と挨拶するのが通例で、現代でも立廻りの場面などで芝居を途中で止め、役者が舞台正面に並んで口上を述べて幕になることがあります。岩手県宮古市の黒森神楽では宿での神楽の最後に狂言を終えると幕をまくり上げてその下に舞手が居並び、挨拶をすることがあります。これはまさに切口上で、もうこの後は何も無いことを示すために幕を上げて見せるのだと言われています。

歌舞伎研究者の郡司正勝氏（1913-1998）は神楽と歌舞伎の衣裳の共通性について面白い指摘をしています。郡司氏は寺院の山門に立つ仁王像に見られる力強い襷を見て、もともと日本の芸能を行うものは襷をかけるもので、だからこそ力の象徴であった仁王は襷をかけるべきものだと考

えられたから仁王像はこれをかけているのだと考えました。さらに、襷をかけた古代の埴輪像の襷には赤彩が施されており、これによっていっそう襷の呪力を強化するものがあったのではと考えます。そして、現に愛知県北設楽郡東栄町をはじめとする奥三河の山間部に伝承される花祭に登場する鬼は、真赤な丸紺の大襷をしているだけでなく、その誇張された形は、歌舞伎の『暫』や『矢の根』のはね襷と不思議なほどに共通していることを指摘し、花祭の鬼と歌舞伎の『暫』の鎌倉権五郎景政や『矢の根』の曾我五郎時致がかける襷に共通性を見えています。これはどちらがどちらに影響を与えたのかはわかりませ



御園花祭保存会

んが、力の象徴である襷が神楽だけではなく歌舞伎にも使われているという点で非常に興味深い指摘と言えます。

ここでは神楽における猿楽（能楽）と歌舞伎の影響について少々取り上げただけで紙面が尽きてしまいましたが、例えば、広島県東部や岡山県西部の神楽では、盤古大王の五人目の子である五郎王子が父の形見である四季を分けてもらうために四人の王子と戦うという五行神楽と呼ばれる壮大な演目がありますが、五郎王子は兄たちと武勇の勝負だけでなく、智恵の勝負を行い、兄たちと問答をする場面があり、ここで浪曲や講談などの節を取り入れて朗々と聞かせる場面があり、様々な芸能を取り入れ、人々が楽しめる工夫がされています。

このように、元々は神を楽しませるために始められた神楽という芸能は、神とともに人も楽しむ芸能へと変わり、そのために様々な芸能を取り入れ、人々を楽しませる芸能となり、今日まで伝わっているのです。

プロフィール

神田竜浩（かんだたつひろ）

1972年東京生まれ。1997年に特殊法人日本芸術文化振興会（現・独立行政法人）に入り、国立劇場や国立文楽劇場で長年伝統芸能の公演の制作に携わる。その間、北海道から鹿児島まで全国の神楽を調査する。2019年より文化庁参事官（芸術文化担当）付芸術文化調査官。2022年に日本芸術文化振興会に復帰。2023年より国立劇場制作部伝統芸能制作課長。

下北の能舞 (青森県)

下北の能舞は青森県下北郡東通村を中心として、むつ市、上北郡横浜町の3市町村で伝承されている芸能で、平成元年3月に国の重要無形民俗文化財に指定されました。能舞は、霊場 恐山を行場とした修験者により15世紀以降に伝えられ、普及には東通村目名不動院・田名部大覚院・横浜町大光院が深く関わっていたと考えられています。

能舞は12月に内習い(練習)が始まります。伝承する団体により日程等に違いはありますが、正月元旦に熊野権現

を奉じて悪魔退散・家内安全を祈祷し集落の家々を回る門打ち、三が日や小正月に伝承されている数々の能舞披露が行われます。

能舞には二十数演目があり、鳥舞・かご舞・翁・三番叟の儀礼舞を最初に舞い、武士舞・祈祷舞・修験舞・道化舞から数番が舞われ、最後に権現舞を奉じます。その他に、神社での祭礼や新築の家での屋固めなどでも能舞が披露されます。



むつ市烏沢倶楽会



横浜町郷土芸能保存会



東通村郷土芸能保存連合会

伊勢太神楽 (三重県)

起源は明確ではありませんが、大神楽獅子舞と伊勢国が結びつき桑名にて成立、発祥は450年以上前とされています。

昭和56(1981)年に「とくに放下の芸系を残す演目は、芸能史的に貴重であり、獅子による曲芸という芸態にも特色があると認められている」として、国の重要無形民俗文化財に指定されました。

現存する5つの家元(太夫)各組は、ほぼ一年中檀那場とよばれる地域を回壇し、伊勢大神楽講社神札(かつては伊勢神宮神札)を頒布しています。旅先は組ごとに定められ、近江から北陸、畿内、

中国、四国を回壇して12月初旬桑名へ帰り、24日は発祥地である増田神社で大神楽全曲(総舞)を奉納し、また新春の旅に出発します。



鈴の舞

演目は、①鈴の舞、②四方の舞、③跳びの舞、④扇の舞、⑤緩採の曲、⑥水の曲、⑦古野舞、⑧手鞠の曲、⑨傘の曲、⑩桑々の舞、⑪剣の舞、⑫献燈の曲、⑬神来舞、⑭玉獅子の曲、⑮剣三番叟、⑯魁曲の16曲が伝わり、神事舞(①②③④⑩)、放下古曲(⑤⑥⑧⑨⑫⑬)、放下新曲(⑭⑯)、固有の神楽舞(⑦⑪⑮)に分類されており、概ね曲目に「舞」とつくのが獅子舞、「曲」とつくのが放下芸です。

単に神楽を奉納するだけでなく、回壇で訪れた檀那場の民俗儀礼にも深く関与し、各地域と深く結び付いていることが特徴です。



魁曲

大土地神楽 (島根県)

島根県内の神楽は出雲神楽 (県東部)・石見神楽 (県西部)・隠岐神楽 (隠岐諸島) と大きく 3 つに分類され、大土地神楽は出雲神楽に分類されます。島根県東部に位置する出雲市大社町、出雲大社の御膝元にある大土地荒神社で古くから神主によって継承されてきました。

神社に伝わる「祭事記録」や旧家に伝わる「禊家順番帳」などの文献によると、宝永年間 (1704 ~ 1710) には既に民衆が神楽を奉納し、その頃から子どもも舞を奉納していることが確認でき、300 年以上途絶えることなく民衆によって受け継が



荒神社例祭 (荒神)

れています。平成 17 年 2 月に重要無形民俗文化財に指定されました。

その舞い振りや奏楽は昔ながらの形で受け継がれ、出雲大社

の門前町として盛んだった芝居興行による影響もあると考えられますが、観衆を意識し、楽しませる演出が随所に見受けられます。また能舞



夕刻篝火舞 (八戸)

の要素が多く含まれた舞も残っており、腰に「まくら」を着けた上に衣装を着ける独特な容姿となっています。

現在の活動は、大土地荒神社例祭、出雲大社大祭礼での奉納のほか、県内外で公演させていただいております。アメリカ・フランス・イギリスといった国外でも神楽を披露する好機にも恵まれました。

また、国譲り神話の舞台・稲佐の浜で「稲佐の浜夕刻篝火舞」を自主開催する等、神楽の素晴らしさを多く知っていただくよう公開活動も行っております。

大元神楽 (島根県)

大元神楽は、古くから島根県の西部に広くあった大元信仰に由来します。

4 年、5 年、7 年に一度などの神楽年に田畑での収穫を終えた晩秋の頃、夜を徹して行われます。カミさまをお招きし、楽しんでいただき、そしてカミさまのおつげをいただくまでが一貫して舞われます。カミさまから言葉をいただくという託宣の儀のあるのが、一般の神楽には見られない大きな特徴です。

現在多くの神楽で見られるような氏子の舞だけではなく、神社の神職達によって舞われる神事舞が受け継がれています。こ



天蓋

のなかでも「託舞」と呼ばれている神がかり託宣の場となるわら蛇の舞が、神職舞として中核を占めるものです。大元神楽のこの部分は、神

がかりに至るまでの手順と方法を正確に残す数少ない神楽であるといえます。いつでも神がかりがあるというわけではありませんが、舞手の



網貫

気持ちがひとつになるとき、神がかりすることがあります。

また、石見地方の西部で起こった新しい神楽の様式は、従来の神楽と比べてテンポが早く、衣装や小道具もきらびやかで、八調子神楽と言っています。しかし、大元神楽では伝統的な六調子が守られています。

「託宣の古儀」のある神楽は近年にはほとんど失われてしまいましたが、大元神へ奉納される厳かな神楽は、古くから受け継がれた伝統の息吹を感じさせるものであり、昭和 54 年に国の重要無形民俗文化財に指定されました。

「地域の宝『球磨神楽』を、地域の力に」

球磨神楽保存会

熊本県人吉球磨地方に伝わる球磨神楽は、起源は不明ですが、文明4年（1472年）に領主の相良氏が雨乞いのために奉納したという記録が残ります。

舞は、1人から4人。面をつけず、御幣・鈴・扇・刀などを手にして舞う採物舞で、鳴り物は笛・太鼓・楽板。途中に和歌が詠じられ、足を踏み鳴らす足拍子が入ります。もとは三十三番の演目があったとされ、現在は十七番が伝承されています。独特の演目に「棟方」と「大小」があり、神がかり的、呪術的要素が多く含まれます。

10月8日夜、青井阿蘇神社のおくんち祭越夜に郡市の神楽手が一堂に集い、十七番全てが奉納され、それから約2か月間、40以上の神社の祭礼で3～10番程度が奉納されます。このように一つの地域（10市町村）で同じ神楽が奉納されているのは全国的に見ても珍しいことだそうです。

元来は神職による神楽でしたが、昭和37年に球磨神楽保存会が結成され、各神社の例大祭に奉仕しています。また、保存会の指導により、神楽教室や中学校の地域学習で継承活動が行われています。

近年、当地においても、少子高齢化等で地域行事の継続が困難になり、神事の簡略化や神楽奉納を見送る神社も出てきました。それを加速させたのが、新型コロナウイルス感染症と令和2年7月豪雨でした。人々が集まることを制限された上に、7月豪雨では、いくつもの神社が大きな被害を受け、祭礼自体ができなくなっていました。

青井阿蘇神社は社殿が浸水被害を受けましたが、9月

には子ども神楽教室が再開しました。被災後、自宅の片付けやボランティア作業にあたってきた子どもたちが、マスク姿で神楽殿に集いました。「もうすぐ、おくんち祭だ」「郡市から集まれないなら、自分たちだけでやろう」と当然のように言います。果たして、10月8日夜神楽では、小中高大の子どもで9番を奉納。被災地に響く神楽囃子は、地域住民の復興への力となりました。令和2年秋祭り唯一の神楽は、次世代の舞手で奉納されたのです。

球磨神楽は地域の宝、力です。令和3年の夏から継承者育成のため、子ども教室の経験者など高校生以上を対象に青年神楽手錬成会を始めました。秋には大人の神楽手も合流し、一緒に舞や楽の練習、祭の作法を学びました。

回を重ねるうちに、神職や神楽手間の交流が深まり、コロナ以降再開された郡市の祭りに、若い世代が奉仕する機会が増えました。水害後再建された神社の祭礼でも一緒に奉仕することができ、氏子の方々にも喜んでいただきました。

令和5年から、祭礼以外で神楽を見る機会として、若い世代を中心に神楽公演を試行しています。披露の経験は継承意欲や神楽技能の向上につながると考えています。

継承体制強化も、情報発信（見せ方、伝え方）も、まだまだこれからです。球磨神楽と、それを守り伝えてきた人吉球磨の神社と人々。感謝と誇りを胸に、私たち、小学生から70代までの神楽手みんなで研鑽を積んでいきます。

球磨神楽広報部 Instagram/ kuma_kagura



棟方（青井阿蘇神社神楽殿 おくんち祭越夜）



浸水被害から復興した薩摩瀬神宮の秋季大祭で神楽奉納（令和5年10月）

会員の皆さまへ

全国神楽継承・振興協議会会長 後藤 俊彦



日没の早まりとともに涼しさを感じる今日この頃、全国神楽継承・振興協議会会員の皆様、いかがお過ごしでしょうか。

さて、令和7年度上半期の特筆すべき行事として、5月23日（金）に東京都の参議院議員会館講堂で実施された当協議会総会と「神楽」ユネスコ無形文化遺産登録推進総決起大会がございました。会員の皆様をはじめとする神楽の保存・継承の関係者がオンライン参加を含めて集結し、総会ではユネスコ無形文化遺産に登録されている早池峰神楽、佐陀神能の両保存会様からの取組報告や、南信州民俗芸能継承推進協議会様による先進的な取組の紹介、総決起大会でのご来賓の皆様の決意表明や、がんばろうコールなどがあり、気運の盛り上がりを実感したところです。

この盛り上がりを決して一過性のものとせず、末永い神楽の保存・継承と全世界に向けた発信を実現するため当協議会は活動を続けてまいります。皆様の一層の御力添えを賜りますようお願い申し上げます。

事務局だより

「神楽」ユネスコ無形文化遺産登録推進総決起大会

去る5月23日（金）の午前11時45分から午後12時45分まで、東京都千代田区の参議院議員会館1階講堂で開催されました。第1部では高千穂の夜神楽（宮崎県）の中から「戸取の舞」が披露され、続く第2部では主催者を代表して全国神楽継承・振興協議会の後藤会長と神楽継承・振興知事連合共同代表の丸山達也島根県知事からご挨拶があり、来賓挨拶、参加された国会議員の皆様のご紹介ならびにご挨拶と続きました。



会場の様子

大会の最後には宣言文が読み上げられました。古来、我が国の各地で継承されてきた神楽の2028年ユネスコ無形文化遺産登録を実現させ、日本文化を代表する貴重な伝統芸能である神楽の万全な継承を図り、広く世界に発信するとともに地域社会の健全な発展を実現するという各参加者の願いが結集し、共有される貴重な機会となりました。

各地のKAGURA情報

令和7（2025）年4月13日（日）から10月13日（月）まで大阪市内で開催されている大阪・関西万博博覧会に、複数の神楽団体が出演しています。多くの観客に日本各地の伝統芸能を紹介する機会となりました。



球磨神楽（熊本県）



鵜鳥神楽（岩手県）

令和7年度 全国神楽継承・振興協議会活動報告(其ノ一)

全国神楽継承・振興協議会の令和7年度上半期の活動状況についてご報告いたします。

令和7年度の総会は、令和7年5月23日(金)の午前10時から東京都千代田区の参議院会館1階講堂にて実施しました。以下、議事ならびに議決の結果についてお伝えします。

ご審議いただいた議案は以下のとおりです。

第1号「令和6年度事業報告」 第2号「役員(副会長)の選任について」

第3号「令和7年度事業(案)」

これらの議案につきましては、オンライン出席と委任状を含めた52団体の正会員より承認いただきました。

なお、第2号関係では、規約に基づく後藤会長の指名により、榎島 昇氏(埼玉県・催馬楽神楽保存会)、尾林克時氏(愛知県・御園花祭保存会)に引き続き副会長をお願いすることとなりました。任期は令和9年3月31日までとなります。

また、情報交換においては、既にユネスコ無形文化遺産に登録されている、早池峰神楽保存会(岩手県)の小国朋身前副会長、佐陀神能保存会(島根県)の石橋淳一会長より、近年の取組についてご報告いただき、南信州民俗芸能継承推進協議会の事務局様からは、「南信州民俗芸能パートナー企業制度」についてご紹介いただき、貴重な情報交換の場となりました。

そのほかの令和7年度上半期(4月～9月)における主な活動状況は、下表に掲げるとおりです。



副会長ごあいさつ

表：上半期の主な活動内容

月	日時	内 容	場 所	備 考
5月	23日(金) 10:00～11:00	全国神楽継承・振興協議会 総会	東京都千代田区 参議院議員会館	オンライン併用
	23日(金) 11:45～12:45	「神楽」ユネスコ無形文化遺産登録推進 総決起大会	同上	7頁参照
	23日(金) 12:40～	文部科学副大臣、自由民主党幹事長 への要望	文部科学省・ 自由民主党本部	
9月		会報『KAGURA』第6号刊行	－	本号

編集後記

本号では、日本芸術文化振興会国立劇場制作部伝統芸能課長の神田竜浩氏に「神楽と芸能」と題してご寄稿いただきました。神事としての神楽が様々な芸能の要素を取り入れて「人も楽しむ」芸能に変化する状況をわかりやすく解説された論考です。

また、令和2年7月大水害からの復興の支えとなった熊本県の球磨神楽をはじめ、神楽紹介文章や写真の提供などで各保存会の皆さまや所在自治体の職員の方々より多大なご協力を賜りました。厚く御礼申し上げます。